

News Letter

2016年
12月

中国四国農政局
島根県拠点

トピックス

中国四国農政局国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰

～農事組合法人おきす（出雲市）～

中国四国農政局では、国営土地改良事業の円滑な推進を図るため、毎年度、生産技術や農業経営に創意・工夫を凝らし、他の農家の模範となるような国営土地改良事業地区の者を表彰し、その業績を広く紹介しており、本年度は、島根県の「農事組合法人おきす（出雲市）代表理事組合長 飯塚 節夫氏（国営農業用水再編対策事業 斐伊川沿岸地区）」が受賞されましたので、その概要をお知らせします。

【取組の概要】

□ 地域の将来を見据えた法人化と「経営ビジョン5ヵ年計画」の策定

平成16年9月、出雲縁結び空港に隣接する「沖洲地区」にあった3つの営農組合が合併し「おきす営農組合」を設立。

平成27年1月、組織と事業の継続に向けた若い主たる従事者の確保を第一の目的として「農事組合法人おきす」を設立。

平成27年9月、近い将来の担い手不足が予想されることから専従者雇用体制への転換を考え、「経営ビジョン5ヵ年計画検討委員会」を設置。若手組合員を含む6名の委員に支援機関（県、市及びJA）を加えたメンバーで、県外の先進地視察等も行いながら、「しっかり儲けて、みんなで楽しく」という法人像の具体化に向けた経営ビジョン5ヵ年計画を策定し展開中。

□ 水稻部門における新品種と低コスト技術の導入

水稻では、「コシヒカリ」の高温障害に対応するために、県が推奨を予定していた「つや姫」を平成23年にいち早く導入し栽培面積も年々拡大。低コスト技術では、鉄コーティングによるたん水直播栽培や疎植栽培を導入し、低コスト化と労働力軽減を図りながら、高位安定収量を確保。また、今年から県内の法人としていち早くGPSガイダンス農業を導入し、誰が作業しても無駄なく効率的に機械作業が行える体制の構築を計画。

□ 農地集積や景観作物による地域への貢献

地区外や組合員以外の農地を含め農地中間管理事業で集積し法人化、約7haを作業受託し、周辺地区も含めた耕作放棄地の抑制にも貢献。集積した農地では、畦畔除去による大区画化を進め、大型機械による省力的な農作業体系を目指し、また、空港に隣接するほ場で栽培しているひまわりの開花時期には、他県からの観光客が訪れており、地域の活性化にも貢献。



表彰式の様子

国内で「鳥インフルエンザ」が発生しています。

消費者の皆様へ

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体※1は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化※2されると考えられること (食品安全委員会)

※1. 受容体とは、ウイルスがヒトや動物に感染する際に最初に結合する細胞表面の分子のこと。

※2. 不活化とは、ウイルスが死滅する(感染性が失われる)こと。

食品安全委員会ホームページ <https://www.fsc.go.jp/sonota/tori1603.html>

家きん飼養者の皆様へ

鳥インフルエンザへの嚴重な警戒をお願いします。

～消毒及び野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止対策の徹底～

11月末以降、青森県、新潟県及び北海道内の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生しました。中国四国管内においても、野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、いつ、どこで本病が発生してもおかしくない状況にあります。

家きん飼養者の皆様におかれましては、①家きん舎周辺等の消毒、②防鳥ネットなどの設置とその破損の有無の確認、③家きん舎の壁面の破損部分や屋根と壁の隙間などの小型野生動物の侵入経路の遮断について点検・確認を行い、必要に応じて修繕などを行って下さい。

また、これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行っていただき、死亡家きんが増えた、元気が消失した家きんが増えたなどの異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【連絡先】○松江家畜保健衛生所

0852-52-5230

○出雲家畜保健衛生所

0853-43-7900

○益田家畜保健衛生所

0856-31-9730

○松江家畜保健衛生所隠岐支所

08512-2-9690

○川本家畜保健衛生所

0855-72-9805

○島根県農林水産部畜産課

0852-22-6951

鳥インフルエンザ情報(農林水産省ホームページ)→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

流通・製造事業者の皆様へ

家きんの肉及び卵の適切な告知、取引をお願いします。

我が国においては、鳥インフルエンザが発生した農場の家きんや卵は全て処分され市場に出回ることはありません。家きんの肉及び卵の取扱いについて、「○○県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、適切な告知、取引をお願いします。

編集:中国四国農政局 島根県拠点

〒690-0001 松江市東朝日町192

TEL(0852)24-7311(内線211) FAX(0852)27-0641 <農政局HP><http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆各種メールマガジンを配信中(登録はこちらから) <http://www.maff.go.jp/chushi/mailm/index.html>

